

1 様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (1)⑤ 家族に関する法制の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が平成 8 年 2 月に答申した内容を踏まえ、国民の意識の動向を見守りつつ、引き続き検討を進めている。

2 今後の方向性、検討課題等

選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正の問題は、家族制度の在り方や国民生活にかかわる重要な問題と認識しており、答申の内容に沿った民法改正については、国民各層や関係各方面における議論の推移を踏まえて、大方の国民の理解を得ることができるような状況で行うことが相当であると考えている。

3 参考データ、関連政策評価等

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

(施策名) (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

- 男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者救済を推進するため、平成12年7月から全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備し、平成18年4月には同専用相談電話を全国共通番号(ナビダイヤル)とすることで、相談者の利便性の向上に努めている。
- 「女性の人権ホットライン」の相談担当者は、できる限り女性職員、または、女性の人権擁護委員を配置するよう努力している。
- 平成19年2月には、インターネット人権相談窓口を開設し、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、相談者がいつでも相談できる体制を整備するなど、人権相談の窓口強化に努めている。
- 深刻な相談については、人権侵犯事件として調査し、関係機関との連携を図りながら適切な解決に努めている。
- 相談者が匿名を希望する場合や人権擁護機関の関与を望まない場合には、相談者の自主的な解決を支援するために、当面の避難方法や離婚手続等を説明したり、関係機関の窓口を紹介するなどの助言をしている。

2 今後の方向性、検討課題等

- 制度の周知については、法務省ホームページやポスター・パンフレット等で広報してきたが、周知方法を検討するなど、引き続き効果的な広報活動を実施する。

3 参考データ、関連政策評価等